

「災害時のボランティアツアー実施に係る旅行業法上の取扱いについて（通知）」
（平成29年7月28日観観産第174号）に関する参考資料

この参考資料は、観光庁に寄せられたよくある質問を掲載しております。こちらをご覧ください。いただいてもなお懸念がある場合には、観光庁までお問い合わせください。

問1. 今回の通知を発出した趣旨を教えてください。

答. ボランティアツアーについて、平成28年5月に観光庁が発出した通知の内容が制限的であるとの指摘があり、緊急性・公益性の高いボランティアツアーに限定して旅行業法に抵触せずに実施できるよう、運用することとしたものです。

具体的には、もともと顔見知りの間での旅行の企画・募集は、旅行業法の適用外であることから、災害時のボランティアツアーについても当該参加者を顔見知りとみなすことで、旅行業法を適用しないこととしました。

なお、被災地においてこのような運用を行う期間はそれぞれの被災の規模・状況に応じて設定し、観光庁HPで示す予定です。

問2. 参加者名簿を受け取る自治体や社会福祉協議会等は、ツアーの内容について責任を負うことになるのでしょうか。

答. 自治体や社会福祉協議会等への名簿提出は、募集に応じ、参加された方々が「日常的に相互に接触のある者」に準じて一体性を持っていることを、公的な団体である自治体や社会福祉協議会等に対して行うことで担保するものです。名簿提出を受け、名簿掲載者と実際の参加者を照合するような義務や、ツアーの内容を保証するような責任を負うものではありません。なお、観光庁や都道府県の旅行業担当部局が事後的に調査等を行う際に、参考とすることはあります。

問3. 参加者名簿の保存年数に決まりはあるのでしょうか。

答. 書類の保存年数は、国の事故発生の報告書等の保存期間が3年であることを参考に、各自治体で決めてください。

問4. ボランティアツアーの運用の対象となる災害はどのように決まるのでしょうか。

答. 対象となる災害は、

- ・国土交通省に災害対策本部を設置するような大きな災害
 - ・現地でボランティアの受入態勢が整った場合
 - ・現地の受入ニーズがある場合
- などを総合的に判断し、対象とする予定です。

問5. 災害時のボランティアツアー実施に係る本通知による運用がなされる期間が終了した後は、ボランティアツアーは実施できなくなるのでしょうか。

答. 本通知による運用がなされる期間は、ボランティアニーズがなくなったことを確認した上で終了することから、ニーズがあるうちは運用を一方向的に打ち切ることはありません。

問6. 通知の(3)適用に必要な措置における、責任者の能力の有無の判断基準はあるのでしょうか。また、その確認方法はどのように行えばいいのでしょうか。

答. 最低限、催行される旅行中の安全の確保がなされ、かつ、募集した際に提示した旅行目的が確実に達成されることを判断できる能力が求められます。